

法律科目試験問題（行政法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

A地方運輸局長は、海上運送法（以下「法」という。）45条の4第1項に基づき、国土交通大臣から法3条1項による一般旅客定期航路事業の許可（以下「事業許可」という。）を行う権限を委任されていた。A地方運輸局長は、法4条6号が定める事業許可の基準に適合するかどうかを判断するための内部的な基準として、サービス基準を定めていた。サービス基準とは、法2条11項所定の指定区間を含む航路にあって、運航日程や運航時刻などにつき、法4条6号が定める事業許可の基準に適合すると認めるために必要な条件を具体的に定めたものである。ただし、サービス基準は公開されておらず、また、事業許可を申請しようとする者に対して個別に示すということもされていなかった。

Xは、指定区間を含む甲島・乙島間の航路（以下「本件航路」という。）において、一般旅客定期航路事業を行うことを計画し、A地方運輸局長に対して事業許可の申請をした。Xが提出した申請書の記載によれば、Xの船舶運航計画はサービス基準を満たすものであった。しかし、A地方運輸局長は、Xが事業許可を受けて一般旅客定期航路事業を開始すると、本件航路における輸送需要に比して供給が過剰になるとの理由で、Xに対して不許可処分（以下「本件処分」という。）を行った。

本件処分の後にサービス基準を入手したXは、これまで、船舶運航計画がサービス基準を満たす事業許可の申請に対して、供給過剰というサービス基準に定めのない理由で不許可処分が行われた例はないことを知った。また、法については改正があり、以前の法と比べると、本件処分に適用される現在の法では、需給調整規定が事業許可の基準から削除されていることも分かった。そこでXは、本件処分の取消訴訟（以下「本件訴訟」という。）を適法に提起した。

【設問】

本件訴訟において、本件処分が違法であるというために、Xはどのような主張をすべきか。複数の主張の可能性を挙げて論じなさい。ただし、本件処分に理由の提示の瑕疵はないものとする。

なお、法の抜粋を【参照条文】として掲げるので、適宜参照しなさい。

【参照条文】海上運送法（抜粋）

（定義）

第2条 1～10 （略）

11 この法律において「指定区間」とは、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であつて、当該区間に係る離島その他の地域

の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が指定するものをいう。

(一般旅客定期航路事業の許可)

第 3 条 一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令の定める手続により、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。(以下略)

3 第 1 項の許可の申請をする者は、指定区間を含む航路において当該事業を営もうとする場合にあっては、…(中略)…申請書に当該指定区間に係る船舶運航計画(運航日程及び運航時刻その他国土交通省令で定める事項に関する計画をいう。以下同じ。)を併せて記載しなければならない。

4 (略)

(許可基準)

第 4 条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一～五 (略)

六 指定区間を含む航路に係るものにあつては、当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること。

(職権の委任)

第 45 条の 4 この法律に規定する国土交通大臣の職権で政令で定めるものは、地方運輸局長…(中略)…が行う。

2、3 (略)